二～六　（略）	（略）	（略）

れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろうじゅ、サントール、てりはぼく、ももたまな、アセロラ、あんず、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、たいへいようぐるみ、なし、なつめやし、ぶどう、やまもも、りんご、アキー、いちじくぐわ、イルビンギア・ガボネンシス、うどんげのき、うめ、カシューナッツ、きゆうり、きんきじゆ、グリコスミス・ペンタフィラ、コルディラ・ピンナータ、さくらんぼ、すいか、スクレロカリア・ビレア、せいようすもも、てんじくいぬかんこ、トリファシア・トリフォリア、なんようざくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、バッカウレア・ラケモサ、バッカウレア・ラミフロラ、パパイヤ、ひまらやざくら、フィクス・エリゴドン、フィクス・コンカティアン、らんばい、かき属植物、なす属植物、ぱんのき属植物、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）、なつめ属植物、とけいそう属植物、あかてつ科植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、ふくぎ属植物、とうがらし属植物（ピーマンを除く。）、あかたねのき属植物、にんめんし属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ランサ属植物、ヒロセレウス属植物、カリッサ属植物、ユーゲニア属植物及びロリニア属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実

二～六　（略）	（略）	（略）

れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろうじゅ、サントール、てりはぼく、ももたまな、アセロラ、あんず、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、たいへいようぐるみ、なし、なつめやし、ぶどう、やまもも、りんご、かき属植物、なす属植物、ぱんのき属植物、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）、なつめ属植物、とけいそう属植物、あかてつ科植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、ふくぎ属植物、とうがらし属植物（ピーマンを除く。）、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ランサ属植物及びヒロセレウス属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実

附　則

この省令は、令和二年一月二十九日から施行する。ただし、別表二の改正規定中「及びギリシャ」を「、ギリシャ及びラトビア」に改める部分及び「、エストニア」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「、トルコ」、「、チリ」及び「、フィンランド」を削る部分は、公布の日から施行する。